

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2011. 3.10発行〈通巻第410号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 審査請求で逆転認定
認定基準の詳細不明の心肺停止の扱いは!?..... 2
- 明星工業の責任認める和解勝ち取る!
石綿除去工事による被害に改めて警鐘..... 6
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その12 古川和子11
- アスベスト報道ダイジェスト 2011年2月12
- 韓国からのニュース13
- 前線から
はつりじん肺損害賠償訴訟 第6回弁論報告 大阪17

2月の新聞記事から/19
表紙/対明星工業訴訟原告(竹中・明石両氏)と弁護士

審査請求で逆転認定 認定基準の詳細不明の心肺停止の 扱いは!?

突然の死

28歳のAさんは大手不動産会社で働いていた。会社には毎朝8時に出勤し、日常業務を午後8時までこなし、所属課で終礼を行った後も、残務処理で9時半から11時頃まで仕事をしてから退社するのが常だった。その月は大企業の新入社員の新居の手配の仕事があり、月平均40件のところを192件の契約件数をこなし、残業時間は100時間を優に超えていた。その日もAさんは、午後11時まで仕事をした後、目標を達成したための課をあげての飲み会に参加した。長時間労働のため体調不良を感じていたが、飲み会には部長やマネージャーといった上司と所属課のほとんどのメンバーが参加するために、参加しないわけにはいかなかった。まず居酒屋、それからカラオケボックスへ行った後、早朝5時に牛丼店で食事中、Aさんは突然意識を失った。救急車が呼ばれたが、意識が戻ることなくそのまま短時間で亡くなった。

2009年1月31日の早朝のことだった。

過労死として労災請求へ

Aさんの家族は、当然、仕事との関連を疑った。Aさんの妻と父親は労災請求をしようとして動き始め、知人から当センターのことを教えてもらい来所した。

行政解剖による死因は「青壮年急死症候群」、原因不明の突然死だった。Aさんの残業は、タイムカードの記録だけでも1月が102時間、記録されていない休日出勤を入れると130時間を超えた。

労災請求に当たり会社は労災書類の事業主証明について、手続きには協力するが死亡との関連は分からないので、会社としての判は押せない、人事部長名で押印してきた。ご遺族が生前のAさんや同僚などから聞いた話によると、この会社ではこれまでも長時間労働が問題になり、労働基準監督署に相談した人があったために、残業はすべてタイムカードに記載するように改められるなど、何度か改善措置が取られたということであった。そのために、幸いAさんの労働時間は休日出勤以外はほとんどタイムカードに記録されていた。

休日出勤については、Aさんがいつも帰宅するときに乗る電車の時間を携帯電話からメールしていたことが分かり、その内容

をもとに、出勤日とおおよその労働時間を割り出すことが出来た。それらをもとに死亡前6ヶ月について労働時間を表にした。

前夜からの行動については、会社の人事部が同行者と場所、時間について報告書を作成した。参加者8人のうち7人が朝5時まで参加しており、上司も居残っていた。カラオケの後まで一緒にいたのは4人で、この4人は救命救急センターまで同行した。

同僚も好意的で必要があれば、証言をすると申し出てくれていた。

病名については、遺族が解剖をした監察医に問い合わせたが、死因を特定できるような所見は見当たらなかったということしか分からなかった。

遺族が積極的に動いてこれら資料を作成して、2010年2月に天満労働基準監督署に労災保険の遺族補償と葬祭料の請求を行った。

明らかな過重労働があり、多忙となった仕事内容もほとんど明らかで、ほとんど労災認定されるものと考えていた。

まさかの不支給

ところが、まさかの不支給処分が知らされたのは5月のことだった。

不支給の理由を端的に言うと、「死亡原因が不明のため、脳・心の労災認定基準を適用することが出来ず、死亡との因果関係がわからないため」だった。

大阪労働局地方労災医員の志水洋二医師は、「解剖にて死因となるような変化は見出されていないので、死亡に至った原因は不

明であり、ブルガダ症候群などによる致死性不整脈などが推測されるが、生前の心電図もなく死因不明といわざるをえない。被災者は死亡前1ヶ月と4ヶ月前に超過勤務約100時間労働を行っているが、死亡との間に相当因果関係は見出しえない。(中略)以上、本件死因と業務とは無関係と思われる」と結論付けた。これを受けた天満労働基準監督署は、「…「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書」によれば対象疾病として明記された心停止(心臓性突然死を含む)はI D C - 10(国際疾病分類)のI - 46及びI - 46.1に相当するもののみで、I - 46.9に分類されている心肺停止の状態であって詳細が不明であるものは対象疾病とはされておらず、(中略)上述の通り、「脳血管疾患・虚血性心臓疾患の認定基準」によって判断すべきでなく、原因そのものが不明である死亡と業務との因果関係を肯定する余地もない」とした。

この結果を知った遺族のショックは計り知れない。あれほど働いた末に亡くなったのに、原因不明だから知らないと言われたのである。

死因については再度監察医事務所にも当たったが、死体検案書に記入した以上のことはカルテにないということでそれ以上は手詰まりの状態となった。

原因不明の心肺停止は対象疾病か

ところが、最終的に認定基準では、特にI D C - 10のI - 46.9を除いていないということが判明することになった。

これは審査請求の段階でAさんの代理人とを引き受けた松丸正、下川和男、両弁護士はこれまでの経験と知識による。

「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書」はこれまでの対象疾患をI D C - 10にもとづく疾患名で整理したとして、(1) 脳血管疾患 イ脳内出血(脳出血)、口くも膜下出血、ハ脳梗塞、二高血圧脳症、(2) 虚血性心疾患等 イ心筋梗塞、口狭心症、ハ心停止(心臓性突然死を含む。)、二解離性大動脈瘤、とした。それに続く文中で、「なお、「心停止」及び「心臓突然死」は、それぞれI D C - 10のI - 46及びI - 46.1に相当する。」とある。

天満労働基準監督署は、この文章を元に心停止はI - 46とI - 46.9のみという誤った解釈を行ったのである。この部分は、疾患名とI D C - 10との対応関係を述べたに過ぎず、I - 46.9を除くとはどこにも記載されていない。

また、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」の「第5その他」で、「脳卒中」と「急性心不全」についての取り扱いが示されている。具体的な疾患名ではないこの2つの病名で請求があった場合、可能な限り疾患名を確認すること、「その結果、対象疾病以外の疾病であることが確認された場合を除き、本認定基準によって判断して差し支えない。」としている。ということは、I - 46.9の詳細不明の心停止については、医証により対象疾病以外の疾病であることが確認された場合を除き、認定基準で判断することになっているということである。

つまり、原処分庁の判断は、I D C - 10のI - 46.9の詳細不明の心肺停止は含まれないと判断したこと、また、対象疾病以外の疾病であるということが確認された場合を除いて認定基準を適用するとしているのに、原因不明のため適用しないとしたことの2点において明らかに間違った判断をしたことになる。

松丸弁護士は、厚生労働省本省にも直接連絡して、対象疾病名にI - 46.9を含むということの確認を取ったうえで、これらの点について指摘した意見書を提出した。

間違いを認めない労働局側

審査請求して5ヵ月後、決定があったが結果は「取消し」だった。

当然の結果であろう。しかし、決定については問題があった。取消となった理由は以下のようなものである。

大阪労災保険審査官は、別の地方労災医員に鑑定意見を求めた。その意見書は、「被災者の急死は、過重労働による身体的・精神的ストレスが遠因となり、致命的不整脈(おそらく特発性心室細動)が発生して死亡した可能性が極めて高いと考えられる」とした。

それを受けて審査官は「本件疾病は、労働基準法施行規則別表に掲げられる別表第8号「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による心停止(心臓突然死を含む。)」に該当し、業務に起因する疾病に該当するか否かの判断は、認定基準により行うのが妥当であると判断

する。」としたうえで、過重な業務への就労を認め、業務上の事由によるものと判断した。

つまり、新たな局医の意見により死亡は不整脈による心停止と推測して認定基準を適用したことで、原処分庁の処分の問題点であった、対象疾病に詳細不明の心肺停止を含むのかという点については、問題が放置されることとなってしまったのである。

正直、新たな局医の意見によって、間違いを認めるのを避けたとしか思えない。

業務上認定を受け、Aさんのご家族には大変良かったものの、この点については課題を残してしまった。

署から勤務時間について行政指導が、Aさんの所属していた大阪の支店のみならず、本社を含む全支店に対して行われた。今後も改善を実行できているか、監視していく方針という。

生前、会社の働かせ方に対して何とかならないかと言っていたAさんであったが、今、このような形で改善させることは出来たが、命をなくしてからではまったくもって遅すぎる。

このような犠牲がなくなるよう、行政はしっかり会社の体質から変えてもらいたいし、我々運動側も一層の努力をしていきたい。

損害賠償請求へ

Aさんの死後約2年がたち労災が認められ、ご遺族は会社に損害賠償裁判を起こして事業主としての責任を追及していく予定である。会社には、昨年7月に労働基準監督



頸肩腕障害などの
上肢障害
認定マニュアル

労働者住民医療機関連絡会議
全国労働安全衛生センター連絡会議 編



編集 労働者住民医療機関連絡会議
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)

頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。

体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー
定価 1,995円(本体1,900円+税)

明星工業の責任認める和解 勝ち取る！

石綿除去工事による被害に改めて警鐘

保温工事老舗、石綿除去工事のトップ企業である明星工業を相手取った損害賠償訴訟で、昨年12月27日付で和解が成立した。

原告の明石多輝也さんと竹中正年さんは、ともに旧国鉄車輛の内部に吹き付けられた石綿の除去工事に従事したことによって石綿肺を発症、じん肺管理2＋続発性気管支炎で労災認定を受けた。

ずさんな工事をさせた元請け会社の明星工業の責任は誰の目にも明白だったため、労災上積み補償を求め、代理人を通じた直接交渉を行ったが明星工業はまともに取り合おうとしなかった。

そのために二人は2007年12月18日に提訴した。

この訴訟は、1980年代後半から盛んに行われてきた石綿除去作業における石綿被害の責任を問うものとしては全国ではじめてのものであり、かねて指摘されてきた杜撰な除去工事の実態を明らかにした訴訟という点で重要な意義をもっていた。

この時期以降に曝露原因をもつ石綿被害は「新たな」石綿被害として「第2波災害」とも呼ばれ、「危険であることがわからなかった」などの弁解は絶対に許されない時期の被害だ。

明星工業の不誠実な対応は、その意味で、社会的犯罪行為であった。

提起された問題は、原告と同様のJR車輛の除去工事に従事した労働者にとどまらず、全国で行われてきた膨大な石綿除去工事従事労働者にかかわる重大問題だった。

石綿除去トップ企業においてさえ酷い実態であったという点を踏まえ、除去に関わってきた企業と行政に対して、工事従事者の健康管理、



原告の明石多輝也さん

JR石綿除去訴訟和解

2原告に解決金2500万円

JR車両の吹き付けアスベスト(石綿)の除去作業で石綿肺を発症した下請け労働者2人が、元請けの断熱・石綿除去会社一明星工業(大阪市西区)に計4000万円を求めた訴訟は、大阪地裁(田中敦裁判長)で解決金を支払うことで和解が成立した。24日、発表された原告側は「勝利的な和解内容」としている。

安全対策の契機に

【解説】 高濃度の石綿粉じんが飛散するアスベストの除去工事は、2020年ごろがピークと予想されており、今回の和解は安全対策や健康管理を促す契機になりそう

最も飛散しやすいのが、石綿をセメントなどと混ぜて噴射する「吹き付け石綿」。鉄道車両のほか、船舶、建築物に耐火、保温、防音に使用され、75年に規制されるまで高濃度の石綿を含有した。吹き付け石綿の除去作業では、防じんマスク

の共同通信によると、解決金は計2500万円。和解は昨年1月27日付。訴状などによると、大阪市西区区の竹中正年さん(63)と同、明石多輝也さん(67)は87年、JR西日本が発注し、明星工業が元請けとなった車両の補修工事で、保温や防音に使われた吹き付け石綿を除去する作業に従事

健康被害を招く恐れがあることが分り、09年の法令改正で電動ファン付きマスクの着用が義務付けられた。JR車両の石綿除去では石綿肺の発症が確認されたが、今後は、潜伏期間20〜50年の肺がんや中皮腫の患者が出る可能性もある。これまでも製造や施工時の飛散が問題になってきたが、車両の建材の場合が解体・改修による除去の際も飛散し、石綿被害の波一として注視していく必要がある。【大島秀利】

した。2人ともその後、石綿肺と慢性気管支炎を併発し06年、労災認定された。翌年、石綿除去を扱う業者の責任を初めて問う訴訟として提訴。作業現場では空気送り込み型マスクの支給や安全教育などが不十分だったと主張した。これに対し、明星側は米国の石綿除去の技術をいち早く導入し、十分対策を取ったと反論していた。地裁は昨年11月、和解を勧告。その際作業員の末端に至るまで石綿の危険性を周知させ、粉じんを防ぐ措置を徹底させる安全配慮を明星側が尽くしていないと指摘していた。



JRアスベスト除去被害訴訟が和解となり会見する原告の竹中正年さん(右)＝大阪市北区で24日、大西岳彦撮影

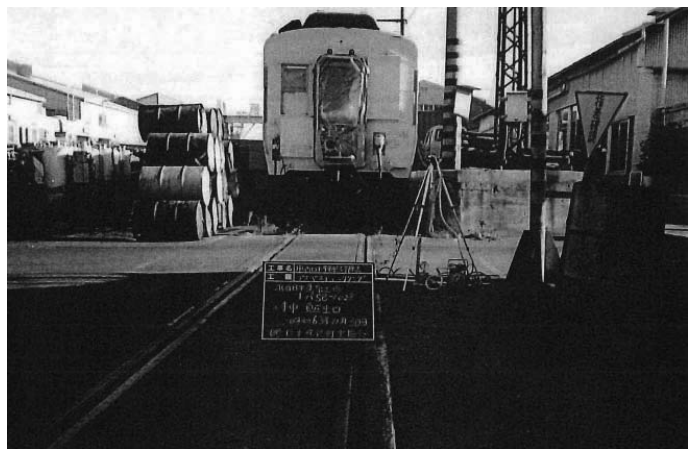
2011年2月25日 毎日新聞

被害救済、情報公開に誠実に取り組む事を強く求めたい。

特に、現場作業に未組織の日雇い労働者が数多く従事している点が留意されなければならない。

報道によれば、原告として納得のいく結果が得られた。

今後の同種の被害者にとっては大きな朗報であり、企業と行政に対してさらなる予防対策の推進と被害者救済への対応を迫るものとなった。



JR車輛石綿除去作業(裁判書証より)

JR西日本 石綿除去で労災に 下請けの日雇い2人

JR西日本の車両に吹きつけられたアスベスト(石綿)の除去作業に携った日雇い労働者2人が重い石綿肺を患い、労災認定されていたことが分かった。同社は、87年に発足した当初から石綿除去作業を外注してきた。石綿関連疾病に特徴的な長期の潜伏期間が過ぎて発症時期を迎えてきており、作業を担った下請け労働者らの健康被害が今後、表面化する恐れがある。(下地 毅)

鉄道事業の石綿被害をめぐっては、旧国鉄の労働者1008人が認定されているが、JR西はいない。同社は、学校校舎の石綿が問題視された87年の「学校パニック」以降、車両の石綿の撤去を進めた。旧国鉄時代とは違っており、元請けや下請けの労働者らの健康被害が懸念されている。労災認定されたのは、竹中正年さん(59)と明石多輝也さん(64)ともに

大阪市。JR西から除去工事を請け負った明星工業(大阪市)の下請け会社と日雇い契約を結んでいた。支援団体などによると、2人は87、88、04年にJR吹田工場(大阪府)などで働いた。竹中さんは06年2月、明石さんは05年11月に重い石綿肺と判断され、ともに06年に労災認定された。2人によると、現場では、車両天井の内側に吹きつけられた断熱用の石綿をへらでこき落とし、集塵機などはあったが車両内はほこりが充満。湿度が50度近くにもなったため息苦しさからマスクを付けて働くのは難しかったという。竹中さんは「安全講習はなかった」、明石さんも「JRの職員は『石綿が怖い』と言って絶対に近寄らなかつた」と訴えている。必要な資材、作業などは明星からの支給品で、2人の代理人弁護士は「事実上、明星の一員として働いていた」などとして1人あたり1800万円(0万円)の慰謝料を明星に求めている。明星は石綿除去の大手。JR西車両の除去作業を統括したことは認められるが、「安全衛生管理の具体的な注意義務は下請け業者が負う」。昔の資料は残っており、2人と実質的な使用関係があったと認めない」としている。JR西も「被害が事実ならば残念だが、作業は専門業者に委託しており、補償することはない」と話している。

また、原告二人の被害の種類は石綿によるじん肺=石綿肺だったが、石綿被害に特殊の長い潜伏期間を考慮すると、石綿肺がん、中皮腫などの発症を念頭に置いた対策が必要であることを声を大にして訴えたい。今回の和解は、実質的な勝訴判決だった。

明星の責任認めたと和解

報道でも明らかのように、大阪地裁は和解勧告の中で、下請け工事会社に雇用されていた原告二人に対する、明星工業の安全配慮責任について、概略、次のように認めている。

「(被告において)アスベストの危険性やメイセイEPA工法で重視すべき点等に関する情報を周知徹底させる体制がなかった。その結果、アスベスト粉じんの発生防止策、防塵措置が徹底しない状態で作業が行われた」

「(アスベストの危険性はそれ以前からも指摘されていたが)当時、労働省、環境省、厚生省は昭和61年から63年にかけて、「建物の解体・改修工事における曝露防止」や「建物アスベストの対策」等について行政通達を出して、昭和61年頃以降、国レベルでアスベストの危険性を改めて問題視する傾向が強まっていた」

「この当時、被告は、アスベストの危険性を十分認識した上で、安全工法を打ち出して、各所でアスベスト除去工事を受注していた」

「したがって、被告は、下請業者及び作業員の末端に至るまで、アスベストの危険性、

労災認定時の報道 (2007年10月22日)



J R 車輛石綿除去作業（裁判書証より）

工法の情報を周知させ、防塵措置を徹底させる体制を整えて、健康被害を防ぐ安全配慮義務を負っていた」

「アスベストの危険性に照らせば、これらの点を下請業者に委ねることは出来ず、何よりも業界に先駆けてその危険性を知悉し、アスベスト除去工事を手がけていた被告自らが行わなければならなかった」

「これらの情報伝達、体制の整備は、作業現場における朝礼、適宜の指示、定期的な安全教育などで実施できた」

「しかし、被告はこれらの義務を尽くさず、原告を含み作業員らをアスベスト除去工事に従事させ、それにより原告らに被害を発生させた」

仲間のためにも

明石さん、竹中さんは記者会見で次のコメントを発表した。

2007年12月18日にはじめた裁判でした。ちょうど3年、ようやく終わることができました。

これはまず弁護団の先生方のお力によるものでした。そして裁判には患者仲間やいろいろな方が応援にかけつけていただきました。たいへん感謝しております。マスクミの方々のご協力にも厚く御礼申し上げます。

ます。

もし、わたしたちのどちらかひとりだったらできなかった裁判でした。

内情をよく知る私たちでしたから明星工業は逃げられないだろうとは思いましたが、会社が出してきた証人はうそばかり並べていました。その会社がよく素直に応じたなとも感じます。

納得のいく結果を得ることができました。ほっとしています。終わるまで生きていてほんとうによかった。解決して生きる力が湧いてきました。

最初は、私たちの仲間の河野さんという方が、大変苦勞して石綿肺で労災認定されて、まもなく死んでしまったということが起りました。

私たちは、西成のあいりんセンターに相談に行って、じん肺に詳しい診療所を紹介され、そこで知り合った患者に聞いて安全センターを知り、支援を受けて労災認定されました。それぞれの出会いがなければどうなっていたかわかりませんでした。そし

て、通っている診療所でいろんな人と話をしていたことがとても力になりました。

J R車輛の吹き付けアスベスト除去工事はとにかくひどい状況でした。

建物の除去工事では使用しないエア工具を、きれいに仕上げるためだけに使いました。取り残しもなくきれいに削れるようにはなりましたが、工事の状態はいっそう悪くなりました。

聞かされた話では車両の吹き付けはニチアスがしたもので、今度の撤去は明星ということだったそうです。J R西日本の除去は明星だけがやりました。関東でも明星がやったということです。どれだけの人がこの工事をしたのでしょうか。

私たちといっしょに除去工事をした労働者は10年以上勤めた人は十数人ですが、ごく短期で働いた人もいれると数百人はいます。少しやっつてすぐやめてしまった人もたくさんいた、そういうひどい仕事でした。本

来なら日当20000円以上で働かすべき仕事なのに、人夫出しを使って、日当9000円という条件で人を入れるようなこともおこなわれていました。

会社はアスベストは怖いということをまったく教えていませんでしたから、フィルタマスクだけで現場に入ってきていたという実態までありました。

私たちの労災認定、訴訟そして今回の和解ということが、いっしょにはたらいて、たくさん石綿を吸ってしまったこれらの人たちのためになることを願っています。

わたしたちが裁判を起こしてからは現場は改善されたと聞いています。しかし、過去のずさんな除去工事にたとえ短期間でもつけば石綿をたくさん吸い込んでしまっていることは間違いありません。

ともに働いた人たちのことがなによりも心配です。肺がん、中皮腫の潜伏期間を考えると、ぜひいまのうちに安全センターや弁

護団といったところに相談に行ってもらいたい。

会社と行政には、予防と被害者救済に誠実に取り組んでもらいたいと思います。

2011年2月



J R車輛石綿除去作業（裁判書証より）

連載 それぞれのアスベスト禍 その12

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

石綿救済法が改正されたものの、未だ救済されずーびまん性胸膜肥厚

2010年7月1日より、石綿による健康被害救済法が一部改正された。「著しい呼吸困難を伴う石綿肺」と同じく「著しい呼吸困難を伴うびまん性胸膜肥厚」の2疾病が追加された。この日を待っていたかのように申請を出した人は多い。

長年「びまん性胸膜肥厚」で在宅酸素を用いている掃本淑子さん(80歳)もそのひとりだ。2006年3月27日、石綿健康被害救済法が制定された時には、指定疾病が「中皮腫・肺がん」に限られていた。それでも「治療費の足しになれば…」と掃本さんは申請を行った。案の定、「指定疾病ではない」という理由で不認定の通知が。

掃本さんは、55年に熊本県松橋町(現、宇城市)で生まれた。家から600mの距離には石綿鉱山があり、早くに父親を亡くした掃本さんの家族は母親が鉱山の仕事をして生計を立てた。毎日母親が着て帰る仕事着は、埃だらけだったと記憶している。

長女だった淑子さんは家事を手伝い、衣類の洗濯もしていた。しかし母親恋しさに、仕事から帰宅した母親が着替えるのを待つ



ことなく、若い弟妹と共にまわり、寄り添って暮らしていたという。典型的な石綿工場近隣曝露であり、家庭内曝露だ。

松橋の石綿鉱山は「アンソフィライト」といって角閃石族の一種だ。この石綿の特徴は他の石綿に比べて悪性の中皮腫や肺がんよりも「胸膜プラーク」等が多発するといわれている。掃本さんもまた両方の胸膜に多数のプラークが発生し、胸膜肥厚もしてきている。6年前より酸素吸入が必要な生活になった。

昨年7月の指定疾病追加により、掃本さんも再度申請を行った。今度こそは…と祈

る思いで認定を待ち続けたが今年の1月、またしても「不認定」。レントゲン写真の所見では対象疾病に該当しなく、「著しい呼吸障害があるとはいえない」というものだった。もしや、と思いつつも残念な結果になった。国の定める基準に合致する為には、いったいどの様に苦しめばいいのだろうか？

日常生活がしんどい方たちを救済する術はないのだろうか。掃本さんの「せめて治療費だけでも」という願いが叶うのは何時になるのか。当然のことだが掃本さんは「公

害健康被害補償不服審査会」に審査請求を出している。

以下、掃本さんの歌を紹介します。

ありがたく お世話頂き 救済の知らせ
受けたり ただ合掌

声枯れて 咳もひどくて 肺病なりや
齢八十路に 心残りなし

吾が病い 丸ごとさらけ アピールし
淋しく悲しい 道化の慙愧

アスベスト報道ダイジェスト 2011年2月

- 2/19 神戸市の公園などでアスベストを含む建材の破片が見つかったとされる問題で、市は6施設の市有地から石綿を含んだ恐れがある破片を見つけたと発表した。昨年10月に駐車場などの市有地109施設を調査し、スレート材の破片を20施設から発見。詳細調査し、うち6施設にあった破片から繊維状の物質が確認された。6施設の繊維状の物質がアスベストかどうか断定できないという。
- 2/10 アスベストの使用量を増大させているアジアの途上国に対し、被害防止や治療で支援するため、日韓の行政、学術、医療関係者が連携を始めた。日本に続き、韓国でも石綿被害が次々と明らかになり、問題意識を共有化できたのが連携のきっかけ。両国からの専門家派遣や、技術者を招いての研修などが計画されている。昨年11月に福岡市で開催されたAAI国際セミナーでは、事前に韓国の労働省の研究機関やカトリック大の研究者が「石綿で国際協力を進めていきましょう」と申し出、18カ国から参加した。
- 2/14 環境省は「中皮腫」について、現在の石綿健康被害救済制度を活用し、患者の情報を一元化する「中皮腫登録制度」を創設する方針を明らかにした。現行の救済制度では、個人の診断結果や治療記録などに基づいて患者認定しており、登録制度はこれらの情報をデータベース化し、治療法の開発に役に立てる狙いがある。救済制度の見直しを議論する小委員会でも同省が明らかにした。具体的な内容や開始時期などは今後検討する。
- 2/18 建設作業中に吸い込んだアスベストで健康被害を受けたとして、北海道内の建設作業員と遺族の約20人が、国と建材メーカーを相手取って損害賠償を求める訴訟を3月23日に札幌地裁に起こす。建設現場でのアスベスト被害者による集団提訴は道内で初めて。提訴するのは、道内の建設現場で大工や解体工などに従事して、肺がんや中皮腫にかかった50～70代の労働者や遺族。1人3850

万円の損害賠償を求める方針。

- 2/22 大阪・泉南地域のアスベスト被害をめぐる国家賠償請求訴訟の控訴審の進行協議が、大阪高裁であった。原告側は、石綿に対する規制の不備を認めて国に賠償を命じた一審・大阪地裁判決を踏まえた和解を求めていたが、国は拒否することを高裁に伝えた。控訴審は5月にも結審し、三浦潤裁判長は夏以降にも判決を言い渡す見通しとなった。国は1審判決で認定された国の責任と損害賠償の範囲が看過できない▽和解に応じた場合、他のアスベスト訴訟への影響が大きい▽原告と主張に隔たりがあり、和解で解決を図るには機が熟していない▽控訴審の審理はほぼ終了し、判決までに長期間を要しないとした。

建設現場でアスベストを吸入し、健康被害を受けた京都府内の建設労働者や遺族が、「危険性を認識しながら被害を防ぐ義務を怠った」として、国や建材メーカーに損害賠償を求めて5月にも京都地裁に集団提訴する方針を固めた。建設労働者による集団訴訟は関西で初めてとなる。大阪や福岡でも提訴を目指す動きがある。原告は9人、肺がんや石綿肺で労災認定を受けた大工や内装業の男性7人と死亡した2人の遺族が参加する。訴えでは1人3500万円。

- 2/24 JR車両の吹き付けアスベストの除去作業で石綿肺を発症した下請け労働者2人が、元請けの断熱、石綿除去会社「明星工業」に計4000万円を求めた訴訟は、大阪地裁で、解決金を支払うことで和解が成立した。和解は昨年12月27日付。大阪市西成区の竹中正年さんと同、明石多輝也さんは87-05年、JR西日本が発注し、明星工業が元請けとなった車両の補修工事で、吹き付け石綿を除去する作業に従事、2人とも石綿肺と続発性気管支炎を併発し06年、労災認定された。翌年、石綿除去を扱う業者の責任を初めて問う訴訟として提訴した。

韓国からのニュース

■糖尿病があったとしても、業務過大で脳梗塞を発症すれば労災

大法院判例は、業務と疾病の間に因果関係がなければならぬが、疾病の主な発生原因が業務遂行と直接的な関係がなくても、少なくとも業務上の過労やストレスが疾病の主な発病原因と重なって疾病を誘発、または悪化させたとすれば、その間に因果関係があると見る。また、大法院は業務と疾病との因果関係の有無を、当該労働者の健康と身体条件を基準として判断している。

大法院は昨年12月、糖尿病はあったが長時間労働によって脳梗塞を発病した労働者に業務上災害の判決を出した。

4ヶ月間で一週間しか休めず

チェ・某(発病当時61才)氏は2008年3月、H重工業の下請け業者である株T産業に入社した。彼は仁川のH重工業の造船所内で、鉄板の表面をグラインダーでなめらかにする作業をしていた。チェ氏は入社後、毎日午前8時に業務を始め、午後5時まで昼休みを除いた8時間を働いた。残業がある時は午後9時まで働いた。労働契約期間は2008年3月5日から2009年3月4日までで、時給7639ウォンを受け取る。残業・夜間勤務などの色々な手当が含まれた金額だった。正当な理由なく月3回以上無断遅刻・外出・早退をしたり欠勤した場合、会社がチェ氏を解雇できたし、正当な理由なく5日以上無断欠勤した場合、自主退職として処理された。

チェ氏が働き始めた2008年3月から2008年6月の間、造船業界の好況で114日のうち107日働いた。この期間中に残業をした日は54日だった。3月には勤務日数27日のうち休日が1日しかなく、4月は最初から休日なしで働いた。5月は4日、6月は2日の休日があった。脳梗塞を発病する1週間には71時間働き、勤労基準法が定めた基準を77%も超過して働いた。

チェ氏は有害物質に曝露しないために、普段から頭巾とヘルメットを使い、保護服を着て船体の内外で作業をした。5月からは気候が暑くなり、チェ氏は退勤後には暑さによる疲れを訴えた。

2008年6月27日午後8時頃、作業をしている間にチェ氏は目まいが起きたが1時間ほど倉庫の仕事をした後、退勤した。チェ氏は翌朝出勤できず、近くの大学病院の応急室で『脳梗塞・右側方麻痺・口音障害・糖尿病』の診断を受けた。

1審・2審・3審の判決は行ったり来たり

チェ氏は入社する前に糖尿と肺結核の既往症があったが、薬による治療で日常生活に支障はない程度であった。チェ氏は「入社後4ヶ月間で7日しか休めず、1日おきに午後9時まで夜勤をしてたまった過労とストレスに、発病前日の暑さと高湿の環境まで重なって病気が起こった」として、勤労福祉公団に療養申請をした。しかし勤労福祉公団とソウル行政法院は彼の主張を受け容れなかった。

一方、ソウル高等法院は「既に糖尿病を病んでいた原告が、十分な休息もなく常時残業をして業務が過重であり、持続的な過労とそれにとまなうストレス、蒸し暑い気候の中での劣悪な作業環境で、保護服を着用して働いている間に発生した脱水・脱力などの要因が複合的に作用して、本件傷病が発病させたり、こうした要因が原告の糖尿と脳血管狭窄の自然的な進行経過を、異常に加速させて発病したと判断される」と判示した。ソウル高法は特に「原告の業務強度と業務量は、一般人を基準として見ても過労に該当するだけでなく、159cm、54kgの小柄な体格の上、60才の高齢者で、糖尿を食事療法等で健康管理をしていた原告には、より一層過重だった」と判断した。

大法院は昨年12月、ソウル高裁の判決を受け容れた。ただ、ソウル高法はチェ氏の脳梗塞と右側方麻痺・口音障害・糖尿病を全て業務上災害と認定したが、大法院は「糖尿病は原告の過去の病歴と診療内訳から見て、すでに既存疾患として治療を受けてきた疾病で療養の対象にならない」として糖尿病は業務上災害と認定しなかった。2011年2月14日
毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■交通事故労災、労働部の積極的対策が必要／キム・シンボム(緑色病院・労働環境健康研究所産業

衛生室長)

8日ソウルのヨクサム洞にあるドミノ・ピザ本社前で、『30分配達制』の廃止を求める公開書簡を渡す記者会見が行われた。労働環境健康研究所と青年ユニオン、サービス連盟は30分配達制廃止に同意するネット市民の要求を書いた書簡を、ドミノ・ピザ本社の関係者に渡した。主な要求は、30分配達制の廃止と配達労働者の安全保障、必要な保護具の支給だった。

30分配達制による圧迫は危険な運転行為をする原因になっており、保護装具もキチンと支給されず、事故の時の被害が一層大きくなっているという。30分配達制の廃止運動はフェイス・ブックとツイッター・ダウンのアゴラなどの空間で大きな反響を呼び、この過程で韓国社会の成熟した消費者意識が確認された。

消費者が早い配達よりも安全な配達を求めているため、ピザ会社の政策変化は避けられないと思われる。良い知らせがすでに聞こえてきている。ピザハットは2月1日付で、チェムスという内部評価システムから配達速度に対する評価項目を削除したという。ドミノピザも30分配達制を維持する名分はないように思われる。ドミノピザが始まったアメリカで、すでに18年前に30分配達制が廃止されているからだ。それも配達速度競争が事故を呼んだという社会的な非難に対応して起きた話だ。

今回のことは当然、青少年や青年労働者の安全に対する議論が広がり、対策が作られる契機にならなければならない。そのためには雇用労働部の姿勢転換が大変重要と思われる。特に交通事故の産業災害に対する対策作りが必要だ。

むしろ交通事故は被災者本人の不注意に原因が転嫁され、事業主の責任と義務を強制する政策開発を粗雑にしてきたのが実際だ。より厳しく表現すれば、今まで交通事故労災は労働部内で行事中の災害と似たような扱いを受けてきたと言える。会社の体育行事中に脚が折れたのと、交通事故労災を同一に見ているということは、政府が交通事故に関する予防政策の開発と事業主の責任強制の必要を感じなかったという意味だ。

24才以下の若い労働者の場合、死亡者の50%は交通事故が原因になっている。30分配達制のような配達速度競争と、配達中に発生した問題を労働者の責

任に転嫁する企業文化、不適切で不足した安全装具といった問題が、交通事故による死亡を大きくしているということが明確になった。労働部は交通事故予防の政策を急ぎ準備しなければならない。配達速度競争を自制しようという対国民キャンペーンに先立ち、事業主に責任を自覚させ、企業の文化を改善する政策を積極的に開発しなければならない。2011年2月14日

■部下の職員に殺害された場合も、業務上災害

オ・某氏は2002年、韓国式食堂と和食店を経営するS社に入社し、総括責任者として働いた。ユ・某氏は2009年に同じ会社に入社し、和食店の運転手として働いた。ユ氏は2009年4月、S社の3階にある職員宿舎の廊下で総括責任者のオ氏と言い争いをし、ハサミでオ氏の胸や頭などを刺して死亡させた。

故人の業務と関連する殺害根拠がなく

これについて故人の父親の原告が同年12月、勤労福祉公団に遺族補償金と葬祭料の支給を請求した。公団は昨年1月「ユ氏が故人を業務に関連して殺害するほどの理由が確認できず、この事件事故を事業主の支配・管理下で、業務と関連して発生した災害とは見られない」として遺族手当と葬祭料の不支給処分を出した。

しかし、ソウル行政法院は今年1月、勤労福祉公団の処分は違法という判決を出した。法院は、公団の原告に対する遺族手当と葬祭料の不支給処分を取り消すと判示した。

故人の支配・管理下の殺害事件は業務上災害

法院は、△故人が会社の総括責任者として事件のあった宿舎に居住し、宿舎に居住する職員の管理業務を担当した点、△和食店運転手のユ氏が、故人が自分に和食店の仕事の他に韓国式食堂のことまでさせるという理由で故人と言い争いをするなど、普段から故人に対して良くない感情を持っていた点、△ユ氏など職員が明け方まで酒を飲み、故人が直ぐに酒を止めろと指示する途中で事故が発生した点、△ユ氏はS社に入社して故人を知ることになり、故人とは業務と関連のない個人的な接触がなかった点、などを判断根拠として示した。

法院は「今回の事件は、労働者が他人の暴力によって災害にあったケースとは言っても、それが職

場内の人間関係、または職務に関する危険が現実化して発生したもので、故人の業務と使用者の支配・管理下で発生したこの事件は、業務上災害と認定しなければならない」とした。2011年2月21日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■厳しい労災認定基準で労災保険法の趣旨が後退／国会で『勤労福祉公団の労災認定基準の問題点』討論会開催

勤労福祉公団の業務上災害の認定基準が厳しく、被災労働者と家族の生存権を保障する社会保障的な性格が強い産業災害補償保険法の趣旨が後退しているという批判が出された。特に、公団が法的基準や法院の判例より、公団の内部指針を優先して適用している結果、業務上災害の認定基準が余りに狭く解釈されていると指摘された。

24日午後、国会図書館の大会議室で『勤労福祉公団の労災認定基準の問題点』をテーマに討論会が行われた。この討論会は金属労組・金属労組法律院、イ・ミギョン民主黨議員室、ホン・ヒドク民主労働黨議員室、進歩新党、参加連帯、民主社会のための弁護士会・労働委員会の共同主催に行われた。

労組専従者も労災を認めなければ

最初の発表者のクォン・ドンヒ公認労務士(労働法律院、法律事務所・未来)は、労組専従者に対する業務上災害を認めない公団の内部指針を批判した。現行の労災保険法の適用対象は、勤労基準法上の勤労者である。労災保険法は業務上の災害に対して「業務上の理由による勤労者の負傷、疾病、障害または死亡」と規定している。であれば、労組専従者は労災保険法の適用対象なのかどうか。労災保険法には専従者に対する特段の規定がない。だから労組専従者の労災認定の可否を巡った争訟が絶えまなく続く。相当数の法院の判例は、専従者の勤労関係上の地位に関して『休職状態の勤労者』と類似の関係と捉えている。判例は「労組専従者は使用者との間に基本的な労使関係は維持され、勤労者としての身分もそのまま持っているが、勤労提供義務が免除され、使用者の賃金支給義務も免除されているという点で、休職状態にある勤労者と似ており、使用者が団体協約などによって労働組合専従者に一定の金員を支給するとしても、これを勤労の代価としての賃金と言うことはできない」と判断している。この

ような論理で、法院は専従者の業務は会社の労務管理業務と密接な関連があると見て、専従者が労組の業務を行ったり、労組活動に伴う通常の活動をする過程で災害が発生した場合、業務上災害に当たると判断している。ただし法院は、△専従者の業務の性質が、使用者の事業とは関係がない、上部または連合関係にある労働団体に関連した活動、△不法な組合活動、△使用者と対立関係が形成されている争議段階に入った後の活動など、例外的場合に発生した災害については、業務上災害を認めていない。このように法院が例外的な場合を除いて、大部分の事例について専従者の業務上災害を認めているのとは違い、公団は専従者の業務上災害を認めていない。公団は最近『勤労時間免除者』の地位についても「労組の業務だけを専門に担当した勤労時間免除者は、労災保険法による勤労者に該当しない」という結論を出している。これについてクォン労務士は「労働部は勤労時間免除者が勤労基準法上の勤労者ではないとの立場を明らかにしたことはなく、むしろ勤労時間免除者は有給で処理され、使用者から賃金を受けられ、労使共同の利害に符合する業務を遂行しているから、判例法理上認められる『労務管理業務の密接性』表示に符合する」と主張した。彼は「現行労働部の基準上、勤労時間免除者は賃金を受けているから、公団がこれに対して労災保険法適用の保険料徴収をしないのは、職務遺棄である」として「専従者の業務上災害認定の行政解釈と指針変更が必要で、労災保険法や雇用保険法に『休職状態の勤労者』に対する条項を追加する内容の法改正が必要だ」と指摘した。

厳しい事故性災害の認定基準、法院の判断の制限

二人目の発表者のキム・ヘソン公認労務士(金属労組法律院)は『事故性災害に関する労災認定基準の問題点』について発表した。今までの産災保険法は、業務上災害の認定基準を労働部令で定めた施行規則で、『業務上の事故』と『業務上疾病』の基準を明示した。公団はこうした施行規則の基準によって業務を処理している。しかし、法院は「上位法令に根拠を置かない施行規則は、産災保険法に関する行政内部の事務処理準則に過ぎない」として、施行規則により実務を処理する公団に比べて幅広く業務上災害を認めてきた。

2008年に産災保険法が改正され、業務上災害の種

類が『業務上の事故』と『業務上疾病』に母法で分類された。従来の産災保険法上の施行規則の内容は、ほとんど同じ施行令に移された。このために既に法院が否定してきた施行規則上の認定基準が法規性を認められ、業務上災害と認定される業務の概念と範囲が減少する結果が現れた。たとえば、今までの産災保険法に明示されていた『休憩時間中の事故』規定が、法改正後なくなった。公団は上位法規定の『事業主の支配・管理下にあったかどうか』だけを判断基準とするなど、既存の施行規則より狭い範囲の解釈をしている。

キム労務士は「業務上災害の認定要件が全般的に厳しく変更され、施行規則に規定されて、内部運営指針として機能していた認定要件が、十分な法的な検討もなく施行令に改正され、法院の判断を制限する根拠として使われている」とし、「法院の認定基準に合わせて、公団の実際の運用基準を設定しなければならず、産災保険法が被災労働者と家族の生存権を保障する社会保障制度の性格を持っているという点を勘案すれば、業務上災害の認定基準と承認の可否が、保険財政の問題によって思うようにされてはいけない」と指摘した。彼は続いて「業務上災害にあったと主張する被災労働者がいれば、公団は業務と全く関係がないことを明らかにしなければならず、これを立証できない場合、業務上災害と認定しなければならない」として、業務上災害の立証責任の主体が、労働者から公団に転換されなければならないと主張した。

労災と認められるのが厳しくなった脳心血管・筋骨格系疾患

代表的な過労性災害である脳心血管系疾患の労災認定基準が余りに厳格で、労働者に業務上災害が認められないという指摘もされた。産災保険法上の過労性疾患は、脳心血管疾患と精神障害に区分できる

が、脳心血管疾患は『業務遂行中に身体に負担を与える業務など、労働者の健康に障害を起こす要因を取り扱ったり、それに曝露して発生した疾病』に該当しなければ業務上疾病と認定されない。

イ・ヒジャ公認労務士(セミヨン公認労務士事務所)は2008年7月、勤労福祉公団の地域本部別に業務上疾病を審議・判定する業務上疾病判定委員会がスタートした後、脳心血管疾患の業務上災害不承認率が高まったと批判した。イ労務士は「業務上疾病判定委の設置で審議手続きが複雑になり、処理期間が長くなって被災労働者には精神的苦痛になっており、公団支社の担当者が災害調査をして、支社の諮問委の『業務と因果関係が認められる』という所見を受け、上に送付しても、業務上疾病判定委が不承認の判定をする事例が少なくなると、被災労働者の保護に否定的な影響を及ぼしている」と憂慮した。

筋骨格系疾患についても、『退行性疾患』という理由で業務上災害を不承認にする公団の判断基準について批判が提起された。パク・ヨンマン弁護士(民弁・労働委)は「公団が筋骨格系疾患を、退行性という理由で不承認にする事例が多数あり、これについて法院は様々な基準を動員して業務関連性を評価し、業務上疾病と認めている」とし、「退行性という用語の定義と使用についての新しい見解が必要で、公団の災害調査手続きと認定基準がもっと具体化されなければならない」と話した。2011年2月25日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者



安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟 第6回弁論報告

大 阪

2011年に入って最初の弁論期日は2月3日であった。鬼の面をかぶった小さな子どもが母親に手を引かれて道路を渡っている姿を目にして初めて節分だと気が付く。普段養生しているとはいえ、この時期は体調不良を訴える原告も多く、今回も出廷できない方が多数いたのが心配である。

とはいえ、毎回傍聴に来ていただいている原告のご家族や支援者のみなさん、そして自身も体調に不安を抱えるじん肺患者の方々の期待にこたえるためにも、最後まで闘っていきたい。

開廷前

「この裁判、あと何年かかるんやろうなあ。3年か？4年か？」と開廷を待っている間に、原告のひとりから声をかけられた。

先に述べたように体調に不安があるのはいずれの原告も同じだが、それ以外にも、原告全員が意見陳述を終え、裁判所に伝えたいことはすべて話きったという心境になっている。次の出番は本人の尋問になるが、いつになるか分からないため気持ちちはやる。

この日の弁論に先だち、1月26日にいくつかの被告と進行協議が行われたが、被告ごとに事情が異なれば裁判に対する姿勢も異なる。全被告が足並みをそろえているというわけでもないため、その整理だけでも裁判所としては苦心しているだろう。目に見えて状況が改善した、ということはなく、まだまだ取り除かなくてはならない障害が多く残っている。

それでも進行協議は実施

した甲斐があったようである。今まで表面には現れていなかった大林組や西松建設といったやる気のない被告の態度が明確に示されることで、かえって原告の面々からガッツが湧いてきている。当センターとしても、大林組や西松建設には特別に原告団の第二陣を用意して支援体制を強化していこうと計画中である。

進行協議とは？

原告代理人の中島先生から弁論後の集会で解説をしていただいたが、裁判所で公開のもと開かれるのが「弁論」で、それに先立って非公開で弁論の内容を検討するのが「進行協議」という。弁論をしようにも内容がなければ実施しても意味がないので、弁論期日の前に裁判所で協議をする。その結果迅速な進行も期待できるので、まじめに取り組まない被告が多い本件では、裁判所からもそのような被告に対して指導をしてもらって、少しでも前に進んでいってほしいものである。

ただ、非公開で実施され



たものだけに、その内容は傍聴席まで伝わらない。さらに1月26日の進行協議は、30社の被告のうち複数の原告に対応する16社とのみ実施したため、今回協議が行われなかった各社から次々と発言のために手が挙がり、協議を求めるものや、進行協議を行わなくても連絡をくれ、という声もあがった。

最後に嘸みついてきたのが川崎重工の代理人で、この代理人も今回の協議の対象にならなかったことでずいぶん腹を立てていた。進行協議で何が協議されたのか分からないため、今回の弁論は何のために開かれたか分からないではないか、というのである。この代理人は第一回弁論でも「これだけ多くの人を集めて、どのように進めていくのか」と法廷を見まわしながら発言していた方だが、今回は「これだけ多くの人を集めておいて、こんな弁論があるか」と苦情を申し立てた。いつも早めに入廷して中央の目立つ席を確保されているのだが、よっぽど法廷内の人数の多さにあてら

れているらしく、傍聴にいられたみなさんには次回以降もこの先生の発言にご注目いただきたい。

実際の進行状況

川崎重工の代理人は不満があったようだが、今回は原告から総論における書証を提出した。はつり作業がどのようなものか、今まで書証において文章で説明をしてきたが、前回裁判所から「『はつり』を詳しく説明してほしい」と指示が出されたこともあり、今回初めて写真と映像ではつり作業を解説した。実際にコンクリートをエア工具で切削しているところを写真と映像にしてみたのだが、多量の粉じんが発生していることがよくわかる。

もっとも、大林組にとってみれば、はつり作業は工程上ほとんど発生しない作業であり、鹿島建設によると常に注水しているため粉じんは発生しないという。そのほかの被告も、「コンクリートやアスファルトの粉砕などは粉じん作業に該当しない（清水建設）」、「現場の客観的状況及び具体的な作業内容等において様々であり、はつり作業であれば常に『極めて多量の粉じん』が発生して作業員において粉塵を吸引等する可能性が生じるわけではない（建研）」などと、各原告からすれば反論するのばかばかしい限りの答弁を行っているが、この証拠を見て考えを改めてもらいたいものである。

次回期日

日時 2011年3月24日（木） 15時～
場所 大阪地裁202号法廷（大法廷）

* 裁判後の集会は、プロボノセンター（大阪地裁北側出口前・第五大阪弁護士ビル3階）で4時から行います。あわせてご参加のほどよろしくお願い致します。

2月の新聞記事から

2/1 京都市立下鴨中学に勤めていた男性教員(46)が「抑うつ状態」と診断され、休職中に自殺したのは過酷な勤務が原因として、妻が地方公務員災害補償基金に公務外災害とする認定処分の取り消しを求めた訴訟の判決が京都地裁であった。裁判長は「家庭内の事情もうつ病発症に大きく影響しており、自殺と公務の間に相当な因果関係はない」と請求を退けた。男性教員は97年4月から同校に勤務。98年10月に3カ月の休養加療が必要と診断され休職し12月に自殺した。同年4～10月の時間外勤務は計528時間に及び、原告側はうつ病の原因になったと主張したが、「170時間の休日出勤は自主的に立ち上げたバスケットボール同好会の練習で、過重ではなかった」とした。

厚生労働省は、セクハラをきっかけとした精神疾患の労災認定基準を見直すことを決めた。2日、学識経験者による初の検討会を開き、夏までに方向性をまとめる。見直しに当たっては、具体的事例を示して認定しやすくしたり、女性が被害者から聞き取ることで申請しやすくすることも検討。申請から認定までの期間も半年ぐらいに短縮できないか検討する。

2/4 海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」勤務だった1等海士の自殺を巡り、遺族が「先輩隊員のいじめが原因」として国と元2等海曹に約1億3000万円の賠償を求めた訴訟で、原告側は、440万円の支払いを命じた1審・横浜地裁判決(1月26日)を不服として東京高裁に控訴した。

2/7 民間気象環境情報サービス会社「ウェザーニューズ」のグローバルセンター(千葉市)に勤務する社員ら、労働組合を結成し会社側に通知した。同社では08年10月に社員の男性気象予報士が自殺し、長時間労働による労災と認定されており、ケーン・デビットソン委員長は「その後も働かされ方は変わっていない。偽造した労働時間記録に署名させられている」と主張した。

沖電気ネットワークインテグレーション(茨市)のシステムエンジニアの男性(35)が09年8月に自殺したのは、過重労働と心理的負担によるものとして、亀戸労働基準監督署が3日付で労災認定していたことが分かった。男性は98年に沖電気工業に入社して05年7月に出向。08年8月に「うつ病エピソード」と診断され休職。同12月に復職していた。男性の残業時間は休職前2カ月が月100時間超、復職後も平均60～80時間に達していたという。

2/8 「三菱原子燃料」は、茨城県東海村の工場の管理区域内で男性作業員4人が二酸化ウランの粉末をこぼして吸い込み、軽度の被ばくをしたと発表した。健康被害や外部環境への影響はない。4人が浴びた放射線量は最大0.123mSvで、漏れた粉末は8グラム程度。

2/17 1999年に東京都世田谷区の区立中学校の男性教頭(49)が心筋梗塞で死亡したのは、生徒同士のいじめから生じたストレスが原因だとして、遺族が公務災害の認定を求めた訴訟で、東京地裁は死亡との因果関係を認め、公務外とした地方公務員災害補償基金の処分を取り消した。裁判長は教頭の時間外勤務が発症までの半年間は月平均80時間を超え、発症2日前には、男子生徒複数から

一人の男子生徒にたいしていじめが起きたと認定。「当時は校長不在で、教頭は責任者としていじめの対応を強いられ、心理的負担が極めて大きくなった。過重な公務に内在する危険が現実化した」と判断した。

2/19 宮崎県日南市の下水道工事現場で土砂が崩れ、建設会社臨時社員の女性と、アルバイト作業員の男性が下敷きとなり、女性は間もなく死亡。もう1人は軽傷。2人は市道に下水道管を埋めるため、重機で掘られた穴の中で作業中だった。

2/22 東京都西東京市の市立小学校で2006年、新任の女性教諭(25)が自殺したのは過重労働やストレスが原因だとした両親の公務災害認定請求に対し、地方公務員災害補償基金東京都支部は18日までに「公務外」と判断した。両親は同支部審査会に不服を申し立て。教諭は06年4月に着任し2年生を担当。児童への対応で保護者から抗議を受けたほか、児童の体操着が便器内に捨てられるなどの問題も相次いだ。7月にうつ病と診断。10月末に自殺を図り12月に死亡した。同支部が委嘱した専門医は、うつ病発症と職務の過重負担に「明らかな因果関係があった」との判断を示した。一方、同本部が委嘱した専門医は、時間外勤務時間数の少なさを根拠に、因果関係を否定。同支部は後者の意見に沿い「公務外」とした。

ブランドメーカー「新興ブランテック」(横浜市)の男性社員(24)が自殺したのは過労が原因で、長時間の時間外労働を認める労使協定を放置した労働基準監督署にも責任があるとして、遺族2人が、同社と国に計約1億3000万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。民間企業の労働者の過労死や過労自殺を巡り、国の監督責任を問う訴訟は初めて。会社と労組は、月150時間(納期が切迫している時は月200時間)までの時間外労働を認める協定を結んでいた。

2/23 過重労働でうつ病となったのに、休職期間終了を理由に解雇されたのは不当として、東芝の技術職の元社員重光由美さんが解雇無効の確認などを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は一審に続き、業務とうつ病の因果関係を認め解雇を無効とした。東芝側の敗訴。一審東京地裁判決(2008年4月)が解雇を無効とし、感謝料など約835万円と未払い賃金の支払いを命じたのに対し、双方が控訴。裁判長は双方の控訴を退け、感謝料から労災保険認定による休業補償などを差し引いた。重光さんは埼玉県深谷工場で00年から液晶生産ラインの開発などを担当。長時間の過重な労働で01年4月にうつ病と診断されて10月から欠勤していたが、会社は04年9月に解雇した。

2/28 マツダの本社の男性社員(25)が自殺したのは、長時間労働が続いていた男性に対して会社側が適切にフォローをしなかったのが原因として、両親が慰謝料など約1億1000万円の支払いを求めた訴訟の判決が、神戸地裁姫路支部であった。裁判長はマツダ側の過失を認め、約6400万円の支払いを命じた。男性は2004年4月にマツダに入り、06年11月からエンジン用部品の輸入業務を担当。07年3月にうつ病を発症し、翌4月に自宅で自殺した。広島中央労働基準監督署は09年1月労災認定していた。